

令和 8 年度和歌山県資格免許職職員 (専任教員) 採用試験案内

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課
和歌山県人事委員会

- 受 付 期 間 令和 8 年 6 月 1 6 日(火)～6 月 3 0 日(火)消印有効
○第 1 次 試 験 日 時 令和 8 年 7 月 2 5 日(土) 午前 1 1 時集合
○第 1 次 試 験 場 所 和歌山県民文化会館
○問い合わせ・受験申込み 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
電話 073(432)4111 (内線 2605) FAX 073(424)0425
073(441)2605 (直 通)
メールアドレス: e0501003@pref.wakayama.lg.jp

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
専任教員	3 名程度	看護師養成所(紀の川市、新宮市)における看護師教育等の業務

2 受験資格

試験区分	資 格 要 件
専任教員	昭和 4 0 年(1 9 6 5 年) 4 月 2 日以降に生まれた人で、看護師免許を取得し、かつ、次のア又はイの要件を満たす人(令和 9 年 3 月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。) ア 看護師として 5 年以上業務に従事した人 イ 看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表 3 の専門分野の教育内容のうち一つの業務に 3 年以上従事した人で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目)を 4 単位以上履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を 4 単位以上履修した人 (注) 別表 3 の専門分野の教育内容とは、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、地域・在宅看護論を指します。

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません((1)～(3)は、地方公務員法第 1 6 条に規定する人)。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 民法の一部を改正する法律附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

※ 日本国籍の有無にかかわらず受験できます。ただし、日本国籍を有しない人は、職務として公権力の公使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わることはできません。

3 試験の日時、試験地、合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和 8 年 7 月 2 5 日 (土) 午前 1 1 時	和歌山市	令和 8 年 8 月 1 2 日 (水) 午後 3 時に和歌山県のホームページ (https://www.pref.wakayama.lg.jp/) の「新着情報」に掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。
第 2 次 試 験	令和 8 年 8 月 3 0 日 (日)	和歌山市	令和 8 年 9 月 9 日 (水) 午後 3 時に和歌山県職員採用情報サイト (https://pref-wakayama-recruit.jp/) のトップページに掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。

※ 試験会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。

4 試験等の方法及び内容

(1) 第 1 次 試 験

ア 論文試験 (400 点)

専任教員としての専門的知識及び能力に関する記述試験 (50 分)

イ 面接試験 (600 点)

専任教員としての専門的知識及び能力等についての個別面接

< 評定項目 > 使命感・専門性、積極性・堅実性、協調性・明朗快活感、ストレス耐性、態度・服装

ウ 適性検査

通常の職務遂行に必要な適性についての検査 (検査結果は、第 2 次試験の面接試験の参考資料とします。)

(2) 第 2 次 試 験

ア 基礎能力試験 (SCOA) (400 点)

公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (大学卒業程度、択一式、120 題 1 時間)

< 出題分野 > 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語

イ 面接試験 (1,000 点)

人物、能力、性格等についての個別面接

< 評定項目 > 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価

※ 第 1 次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第 1 次試験と第 2 次試験を合わせた総合得点順に決定します。ただし、各試験種目には合格基準があり、1 つでも基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても不合格となります。

各試験種目 (適性検査を含む。) のうち 1 つでも受験しなかった場合は、棄権とみなします。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用履歴書の配布場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課、和歌山県庁本館正面玄関サービスステーション、和歌山県人事委員会事務局、県立高等看護学院、県立なぎ看護学校、各県立保健所、新宮保健所申本支所

申込用履歴書を郵便で請求する場合は、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課 (073-432-4111 内線 2605) まで、ご連絡ください。

また、和歌山県ホームページの「福祉保健部福祉保健政策局医務課」から申込用履歴書等を印刷することも可能です。

(2) 申込方法

次の書類を和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課へ郵送するか又は持参してください。

ア 申込用履歴書 (指定様式：必要事項を記入し、写真を貼付してください。)

1 通

イ 郵便はがき (自分の宛先を明記し、85 円切手が貼付済みのもの) 1 通

※ 郵送で申し込む場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。

(3) 受付期間

ア 郵送による受付

令和8年6月16日(火)から受付を開始し、令和8年6月30日(火)までの消印のあるものを受け付けます。

イ 持参による受付

令和8年6月16日(火)から令和8年6月30日(火)までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）を除きます。

(注) この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

(4) 受験票の交付

申込用履歴書を受理した場合は、受付期間終了後に添付の郵便はがきにて受験票を交付します。

なお、提出書類に不備があるときは受理できない場合があります。また、受験票が令和8年7月17日(金)までに到着しないときは、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課まで連絡してください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、令和9年4月1日採用予定です。受験資格に定める資格要件を満たさなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。

(2) 採用時の給料等の月額、原則として次のとおりですが、民間企業等の職歴、その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となります。

試験区分	学歴免許等	給料等の月額(地域手当を含む。)	適用給料表
専任教員	大学卒	288,309円	医療職給料表(3)
	短大3卒	282,884円	医療職給料表(3)

上記の額は、令和8年4月1日現在の額です。

このほか職員の給与に関する条例の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

※ 60歳到達後の最初の4月1日以降、給料月額及び手当の一部は7割水準になります。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができます。

(1) 郵送による方法

情報提供申出書(※)に必要事項を記入し、以下の書類を同封して和歌山県人事委員会事務局(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地)宛郵送してください。

ア 受験票の写し

イ 宛先を記入した返信用封筒(簡易書留相当460円分の切手を貼付したもの)

※ 情報提供申出書の様式は第1次試験の際に配布します。

(2) 来庁による方法

受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局(県庁北別館5階)に申し出てください。(電話による申出はできません。)

試験の種類	情報提供の対象者	内 容	期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日から1か月間 (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 午前9時(期間の初日は午後3時)から 午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 車椅子、ルーペ、拡大文字等による受験

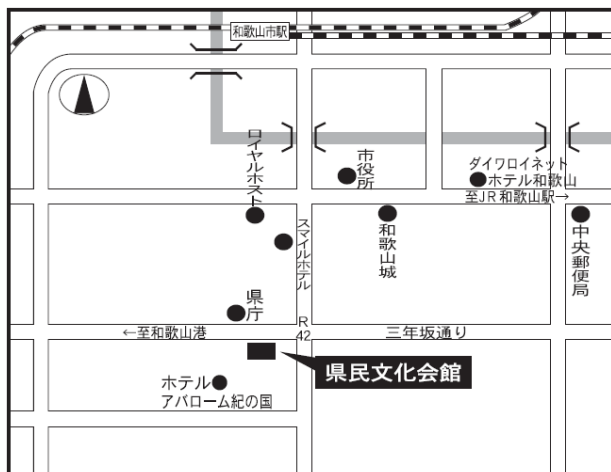
車椅子、ルーペ、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に該当欄に「希望する」を選択した上で和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課まで連絡してください。

9 その他

(1) 「2 受験資格」の資格要件アで受験する人については、採用後に専任教員として必要な研修(県外において8か月程度)を受講していただく場合があります。

(2) 台風・大雨・地震などの非常時は、試験日程等を変更することがあります。

第1次試験会場案内図



和歌山県民文化会館

(和歌山市小松原通1-1)

○南海電鉄「和歌山市駅」より

・徒歩 約20分

・タクシー 約5分

・バス 約10分

「県庁前」バス停下車

(バス停より約300m・徒歩約4分)

○JR「和歌山駅」より

・徒歩 約35分

・タクシー 約10分

・バス 約10分

「県庁前」バス停下車

(バス停より約300m・徒歩約4分)

○案内図は略図ですので、正確な場所は各自で確認しておいてください。

○駐車場には限りがあります。会場周辺での迷惑駐車を発見した場合は、受験できない場合があります。

○試験会場内での喫煙及び試験中の携帯電話の使用は禁止します。

○試験室によっては時計がない場合がありますので、時計が必要な方は各自で持参してください。

なお、時計は計時機能だけのものに限りません。